

## 福島県土木部 I C T 活用工事（土工 1,000m<sup>3</sup> 未満）実施要領

### 1 I C T 活用工事

#### (1) 概要

I C T 活用工事とは、以下に示す I C T 土工における施工プロセスの各段階において、I C T を全面的に活用する工事のことをいう。また、I C T 活用工事を現場で実施することを I C T 活用施工という。

I C T 活用工事を実施する場合、受注者が下記プロセスから 1 つ以上選択（①従来手法による起工測量を除く）するものとする。

- ① 従来手法（選択）
- ② 3 次元設計データ作成
- ③ I C T 建設機械による施工
- ④ 3 次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3 次元データの納品

受注者からの提案・協議により、他の工種に I C T 施工技術を活用する場合は、それぞれ実施要領を参照すること。

#### (2) I C T 施工技術の具体的な内容

I C T 施工技術の具体的な内容については、次の①から⑤及び表－1によるものとする。

##### ① 従来手法（選択）

起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3 次元測量データを取得するため、下記 1) から 8) から選択（複数以上可）して起工測量を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) T S（トータルステーション）等光波方式を用いた起工測量
- 4) T S（トータルステーション）（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 5) R T K-G N S S を用いた起工測量
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 8) その他の 3 次元計測技術を用いた起工測量

##### ② 3 次元設計データ作成

(1)・(2)で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3 次元出来形管理を行うための 3 次元設計データを作成する。

##### ③ I C T 建設機械による施工

(1)・(2)で作成した 3 次元設計データを用い、下記 1) により施工を実施する。

ただし、砂防工事などは施工現場の環境条件により、(1)・(3) I C T 建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施しても I C T 活用工事とする。

- 1) 3 次元 MG 建設機械

※MG：「マシンガイダンス」の略称

##### ④ 3 次元出来形管理等の施工管理

(1)・(3)による工事の施工管理において、下記 1) に示す方法により、出来形管理を実施する。

- 1) 出来形管理

下記（ア）から（ス）から選択（複数以上可）して、出来形管理を行うものとする。出来形管理にあたっては、標準的に断面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測による出来形管理を選択してもよい。

（ア）モバイル端末を用いた出来形管理

（イ）空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理

（ウ）地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

- (エ) T S (トータルステーション) 等光波方式を用いた出来形管理
- (オ) T S (トータルステーション) (ノンプリズム方式) を用いた出来形管理
- (カ) R T K-G N S S を用いた出来形管理
- (キ) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- (ク) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- (ケ) 施工履歴データを用いた出来形管理 (河床掘削)
- (コ) 施工履歴データを用いた出来形管理 (地盤改良工)
- (サ) 施工履歴データを用いた出来形管理 (土工)
- (シ) 地上写真測量を用いた出来形管理 (土工編) (案) (土工)
- (ス) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

(1) ①・④による3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

《表-1. I C T活用工事と適用工種(その1)》

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量／ 3次元出来形管理等施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、②、⑨ ③、⑦	土工
	地上レーザースキャナーを用いた起工測量／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、③、⑨	土工
	T S等光波方式を用いた起工測量／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、⑥	土工 河床等掘削
	T S(ノンプリズム方式)を用いた起工測量／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、⑦	土工
	RTK-GNSSを用いた起工測量／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、⑧	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、④、⑨ ⑩	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量／出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	—	○	○	①、⑤	土工
	音響測深機器を用いた起工測量	測量	—	○	○	⑩、⑪	河床等掘削
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	○	○	①、⑨、⑩ ⑫、⑯、⑯ ⑯、⑯	土工 河床等掘削 地盤改良工
	T S等光波方式を用いた起工測量／出来形管理技術(舗装工事編)	出来形計測	—	○	○	⑬、⑭	付帯構造物設置工
	T S等光波方式を用いた起工測量／出来形管理技術(護岸工事編)	出来形計測	—	○	○	⑮、⑯	護岸工
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	—	○	○	⑯	土工
	地上写真測量を用いた出来形管理	出来形計測	—	○	○	⑯、⑯、⑯	法面工 護岸工
ICT建設機械による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシングガイダンス技術	まきだし 敷き均し 掘削 整形 床堀 地盤改良	ICT 建設機械	○	○	—	
3次元出来形管理等の施工管理	TS・GNSSによる締固め管理技術	締固め回数管理	ICT 建設機械	○	○	⑯、⑯	土工

《表－1. ICT活用工事と適用工種（その2）》

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
	② 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦ TS（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑩ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編
	⑪ 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）
	⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）
	⑬ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
	⑭ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	⑮ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編
	⑯ TS光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（護岸工事編）（案）
	⑰ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編
	⑱ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）
	⑲ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー攪拌工）編
	⑳ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）
	㉑ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編
	㉒ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	㉓ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
	㉔ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
	㉕ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	㉖ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	㉗ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準—国土地理院
	㉘ UAVを用いた公共測量マニュアル（案）—国土地理院
	㉙ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）—国土地理院

(3) I C T 活用工事の対象工事

I C T 活用工事の対象工事（発注工種）は「一般土木工事」、「舗装工事」、「法面処理工事」を原則とし、下記①、②に該当する工事とする。

①対象工種

I C T 活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

1) 河川土工、海岸土工

- ・掘削工
- ・盛土工
- ・法面整形工

2) 道路土工

- ・掘削工
- ・路体盛土工
- ・路床盛土工
- ・法面整形工

②適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

2 I C T 活用工事の実施方法

・発注方式

I C T 活用工事の発注は、「受注者希望型」とするが、工事内容及び地域におけるI C T 施工機器の普及状況から勘案し決定する。

3 I C T 活用工事実施の推進のための措置

・工事成績評定における措置

I C T 活用工事を実施した場合、第1評定の創意工夫における【施工管理関係】「その他」において評価するものとする。運用に当たっては、次のア～イのとおりとする。

ア 全てのプロセスを選択して実施した工事は、2点を加点する。

イ 一部のプロセスを選択して実施した工事は、1点を加点する。

この要領に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

4 I C T 活用工事の導入における留意点

受注者が円滑に I C T 活用を導入し、I C T 施工技術を活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

(1) 施工管理・監督・検査の対応

I C T 活用施工を実施するにあたって、別途発出されている施工管理要領、監督検査要領（表1【要領一覧】）に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

(2) 3次元設計データ等の貸与

① I C T 活用工事の導入初段階においては、従来基準による2次元の設計データにより発注することになるが、この場合、発注者は契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「3次元設計データ作成」を受注者に実施させ、これにかかる経費を工事費にて当該工事で変更計上するものとする。

② 発注者は、詳細設計において、I C T 活用工事に必要な3次元設計データを作成した場合は、受注者に貸与するほか、I C T 活用施工を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等のにおいて作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に貸与するものとする。

なお、貸与する3次元設計データ（グランドデータ）を含まない場合、発注者は

契約後の施工協議において「3次元起工測量」及び「貸与する3次元設計データと3次元起工測量データの合成」を受注者に実施させ、これにかかる経費は工事費にて当該工事で変更計上するものとする。

(3) 工事費の積算

発注者は、発注に際して「土木工事標準積算基準（福島県）」（従来基準）に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりICT活用施工を実施する場合、ICT活用施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、下記に基づく積算に落札率を乗じた価格により変更契約を行うものとする。

- ・福島県土木部ICT活用工事（1,000m<sup>3</sup>未満）積算要領

5 実施証明書

ICT活用工事実施証明書

発注者は、ICT活用工事を実施し、その竣工検査に合格した受注者に対して、福島県工事実施証明書発行事務運用基準に定める実施運用を発行するものとする。（発注方式、実施プロセス数に関わらない）

附則

本実施要領は、令和5年3月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。

附則

本実施要領は、令和6年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。

附則

本実施要領は、令和7年4月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。

附則

本実施要領は、令和7年9月1日以降に土木部が起工する工事に適用する。